

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月24日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

提出者

住所 大分市青崎二丁目3番4号

後藤建設株式会社

氏名 代表取締役 久保田 高司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

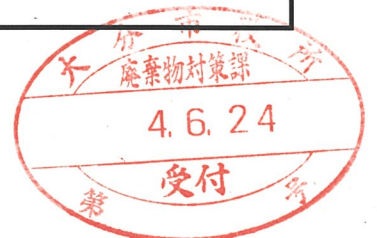
電話番号 097-521-1150

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	後藤建設株式会社
事業場の所在地	大分県大分市青崎二丁目3番4号
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

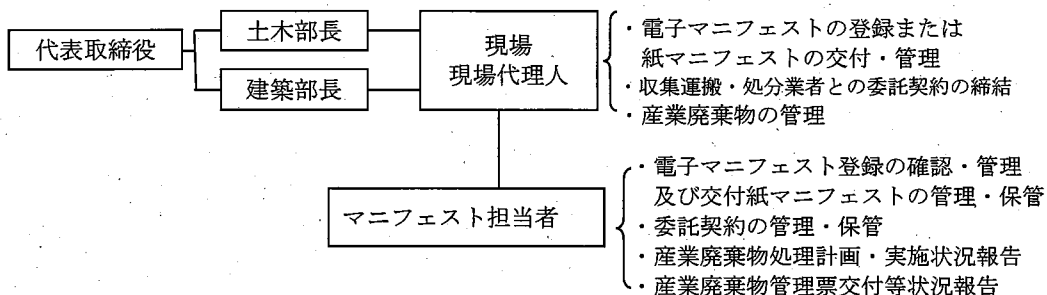
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高(令和2年度) ¥1,183,083,000 -
③従業員数	35名
④産業廃棄物の一連の処理工程	別表1



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	別表2				
	排出量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> * 現場へ持ち込む資材等が過剰にならないようにしている。 * 工場加工の機会を増やし、現場で組み立てるだけにする。 						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	別表2				
	排出量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> * 資材、消耗品等の使用量の適正化を図る。 * 廃棄物の排出状況を社員全員で認識し、セミナーや国等のHPで情報収集を行い、排出抑制に努める。 						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
	種類: 金属くず ガラス等 がれき 木くず 廃プラ 取組: 廃棄物の発生時になるべくその場で分別、集積を行うようにしている。					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
種類: 金属くず ガラス等 がれき 木くず 廃プラ 取組: 他の廃棄物が混入しないように分別、保管を実施する。 改修BOXをなるべく細分化して集積する。						

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
該当なし					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
該当なし					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
該当なし					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
該当なし					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和3年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和3年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	別表2				
	全処理委託量	4407.67	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	776.01	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3612.55	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> * 優良産廃処理業に委託するように心がけている。 * 建設混合廃棄物の減量化に取り組んでいる。 * どうしても埋立処分しなければならない廃棄物は破碎して容積を減らして排出するようにしている。 * 電子マニフェストの使用。 					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	別表2				
	全処理委託量	3342.0	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1427.0	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1908.0	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						
<ul style="list-style-type: none"> * 運搬業者や処分業者に電子マニフェストへの加入をお願い、電子マニフェストの稼働率を高めるようにする。 * 最終処分業者ではなく再生利用・熱回収できる中間処理業者に委託する。 * 建設混合廃棄物の減量化。 * 委託処理業者の現地確認を実施する。 						
※事務処理欄						

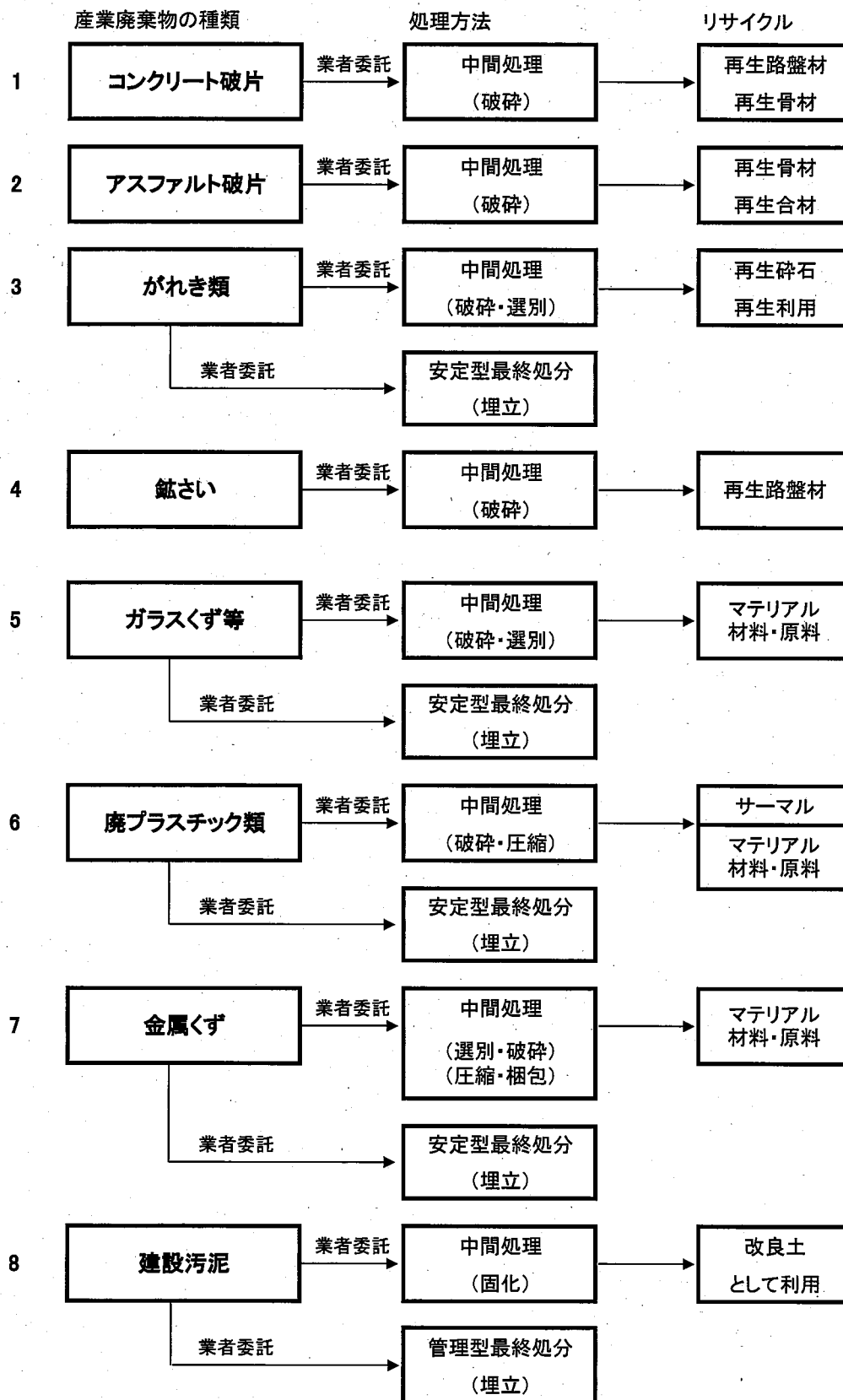
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

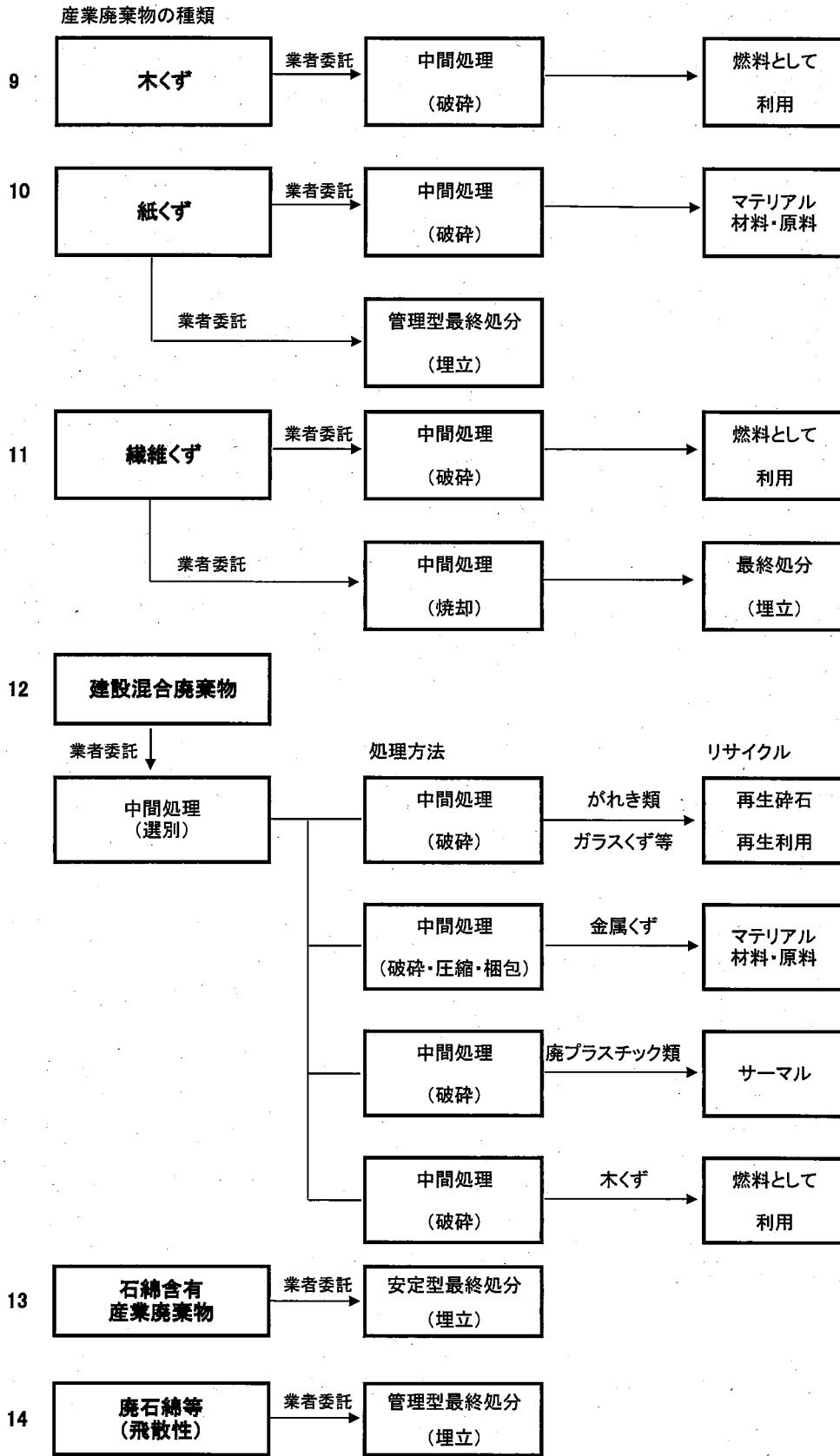
④産業廃棄物の一連の処理の工程

別表1-1



④産業廃棄物の一連の処理の工程

別表1-2



令和3年度産業廃棄物の排出及び処理委託の実績（上段）
及び令和4年度産業廃棄物の排出及び処理委託の目標（下段）

別表2

上段:令和3年度実績値 下段:令和4年度目標値	排出量	自ら 再生利用 を行う量	自ら 熱回収を 行う量	自ら 中間処理により 減量する量	自ら 埋立処分又は 海洋投棄処分 を行う量	全処理 委託量	優良認定 処理業者 への委託量	再生利用 業者への 委託量	認定熱回収 業者への 委託量	認定熱回収 業者以外の 熱回収を行う 業者への 委託量
コンクリート破片	1873.34					1,873.34	637.33	1,236.01		
	1500.00					1,500.00	1,000.00	500.00		
アスファルト破片	2035.99					2,035.99	0.00	2,035.99		
	1500.00					1,500.00	300.00	1,200.00		
その他のがれき	2.40					2.40	0.40	0.11		
	1.00					1.00	1.00	0.00		
鉱さい	0.00					0.00	0.00	0.00		
	0.00					0.00	0.00	0.00		
ガラスくず及び陶磁器くず	1.72					1.72	0.93	0.00		
	1.00					1.00	1.00	0.00		
廃プラスチック類	17.33					17.33	13.98	0.00		
	10.00					10.00	8.00	2.00		
金属くず	12.47					12.47	0.64	11.83		
	7.00					7.00	2.00	5.00		
建設汚泥	1.62					1.62	0.08	1.54		
	1.00					1.00	0.00	1.00		
木くず	424.89					424.89	97.90	326.99		
	300.00					300.00	100.00	200.00		
紙くず	1.34					1.34	0.14	0.00		
	0.00					0.00	0.00	0.00		
繊維くず	0.08					0.08	0.00	0.08		
	0.00					0.00	0.00	0.00		
建設混合廃棄物	24.79					24.79	24.61	0.00		
	15.00					15.00	15.00	0.00		
石綿含有産業廃棄物 (ガラスくず及び陶磁器くず)	9.00					9.00	0.00	0.00		
	5.00					5.00	0.00	0.00		
廃石綿等(飛散性)	2.70					2.70	0.00	0.00		
	2.00					2.00	0.00	0.00		
合計	4407.67					4,407.67	776.01	3,612.55		
	3342.00					3,342.00	1,427.00	1,908.00		